

農家の皆様

鬼北町農業委員会
会長 谷口 雄記

稲刈り後の「雑草対策」の徹底について（お願い）

平素より本町の農業振興に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

稲刈り後の田んぼ及び周辺における「雑草対策」について、下記のとおり適正な管理と御協力をお願いいたします。

記

1 圃場周辺の草刈り

（1）鳥獣の隠れ場所・侵入経路の発生（鳥獣害対策の徹底）

雑草が茂ることで、イノシシやシカなどの野生鳥獣が身を隠しやすくなり、農作物被害や住宅地への出没を招きます。草刈りを行い、鳥獣が身を隠せないよう、見通しの良い状態を維持してください。

（2）翌年の作業負担の増加や病虫害の温床に

雑草が種子を落とすことで、次年度の耕起や代かき、その後の除草作業の負担が大きく増加します。排水不良を防ぎ、雑草の繁茂を抑えるため、必要に応じた草刈りや管理にご協力ください。

（3）野焼きの自粛

併せて、次作の生育不良（ガス湧き等）を防ぐため、稲わらは野焼きをせず、丁寧なすき込み処理の徹底もお願いいたします。

地域の安心・安全と円滑な農業経営のため、農家の皆様の率先した雑草対策をお願いいたします。

田・畔・農道・水路などを適正に管理し、次年度の円滑な作付けにつなげましょう！

【お問い合わせ先】 鬼北町農業委員会事務局 葛本
電話：0895-45-1115（内線 2438）